

議案第 19 号
議決第 号

始良市特産品売場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件

始良市特産品売場の設置及び管理に関する条例を廃止したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月16日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市特産品売場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

始良市特産品売場の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第137号）は、廃止する。

附 則
この条例は、令和3年4月1日から施行する。